



2026 年 7 月 17 日

各 位

会 社 名 アイザワ証券グループ株式会社
代表者名 代表取締役社長 藍澤 卓弥
(コード番号：8708 東証プライム)
問合せ先 経営企画部長 桂 徹
(TEL：03-6852-7744)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026 年 8 月 14 日
(2) 処分する株式の 種 類 及 び 数	当社普通株式 41,000 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 1,618 円
(4) 処分価額の総額	66,338,000 円
(5) 処 分 予 定 先	当社の取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。) 6 名 24,400 株 当社子会社の執行役員 8 名 16,600 株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2019 年 5 月 21 日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、対象の取締役に対して、新たに譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度を導入することを決議し、2019 年 6 月 25 日開催の第 99 期定時株主総会において、当該制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象の取締役に対して、年額 50 百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、割り当てる譲渡制限付株式の総数を年 50,000 株以内とすること、及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として 5 年間から 30 年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

また、2021 年 6 月 25 日開催の第 101 期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、改めて、監査等委員会設置会社移行後の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して、年額 100 百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、割り当てる譲渡制限付株式の総数を年 60,000 株以内とすること、及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として 5 年間から 30 年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

なお、当社の取締役を兼務しない執行役員並びに当社子会社の取締役及び執行役員（以下、対象取締役と併せて「対象取締役等」といいます。）に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度（以下、上記の対象取締役に対する報酬制度と総称して「本制度」といいます。）を導入しております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について自己株式の処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

また、本制度による当社の普通株式の処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今回は、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、役職員として有能な人材を登用するとともに、各対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭報酬債権合計 66,338,000 円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）、普通株式 41,000 株を付与することといたしました。また、本制度の導入目的である株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、今回につきましては、譲渡制限期間を 30 年としております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役 6 名及び当社子会社の執行役員 8 名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、以下 3. のとおりです。

3. 本割当契約の概要

（1）譲渡制限期間

2026 年 8 月 14 日から 2056 年 8 月 13 日まで

上記に定める譲渡制限期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）において、対象取締役等は、本割当株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役等が本譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役又は執行役員であることを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

（3）本譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

① 譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当社及び当社子会社の取締役及び執行役員から任期満了又は定年その他正当な事由により退任又は退職した場合又は死亡により退任又は退職した場合には、当該退任・退職日又は本割当株式の払込期日の属する当社の事業年度に係る当社の有価証券報告書（本割当株式の払込期日が当社の事業年度開始後 6 か月以内の日である場合には当社の半期報告書）が提出される日のうちいずれか遅い日に譲渡制限を解除する。

② 譲渡制限の解除対象となる株式数

当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、対象取締役等の本譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を 12 で除した数（その数が 1 を超える場合は、1 とする）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）とする。ただし、対象取締役等が、対象取締役等の責に帰すべき事由によらず、かつ当社の都合によってその取締役及び執行役員の地位から退任した場合には、当該時点において対象取締役等が保有する本割当株式の全部について、譲渡制限を解除する。

(4) 当社による無償取得

当社は、本譲渡制限期間満了時点、又は本譲渡制限期間中に対象取締役等が当社及び当社子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任又は退職した直後の時点（ただし、上記（3）①に定める場合においては同（3）①に定める時点）において、譲渡制限が解除されていない本割当株式について、当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理に関する定め

本割当株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、譲渡制限が付されていない他の当社株式とは区分して、対象取締役等がアイザワ証券株式会社に開設した専用口座で管理される。また、対象取締役等は当該口座において、譲渡制限等の実効性を確保するための管理の内容につき同意するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本譲渡制限期間の開始月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。ただし、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時点が、本割当株式の払込期日の属する当社の事業年度に係る当社の有価証券報告書（本割当株式の払込期日が当社の事業年度開始後6か月以内の日である場合には当社の半期報告書）が提出される日の到来より前の時点である場合には、譲渡制限は解除されず、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時点において、本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の当事業年度（2026年4月1日～2027年3月31日）の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年7月16日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,618円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上